



福岡医発第1987号(地)

平成23年 1月 7日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

レセプト電算処理システムに係る傷病名コードの記録について

今般、社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、支払基金とする。）において、支払基金に請求された8月診療分（9月処理分）の電子レセプトに記録されている傷病名レコードについて調査がなされており、傷病名レコード又は傷病名コード及び修飾語コードを使用して記録できる傷病名を文字で記録している事例が存在したことを受け、当該医療機関に対して別紙1のとおり傷病名コード及び修飾語コードの組み合わせにより記録できるものは傷病名コード等の使用をお願いする旨の通知がなされることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員から問合せ等がございましたら、ご対応の程何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、貴会会員より本件に関する意見・質問、また、ご不明な点等ございましたら本会地域医療課（092-431-4564）までご連絡をお願いいたします。

記

参考：診療報酬請求書等の記載要領等について（平成22年3月26日付け保医発0326第3号）

「傷病名については、原則として、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成21年7月30日付保発0730第8号）別添3に規定する傷病名を用いること。別添3に規定する傷病名と同一の傷病でありながら名称が異なる傷病名については、「傷病名コードの統一の推進について」（平成22年3月26日付医療課事務連絡）にとりまとめたので、これを参照し、原則として、傷病名コードに記載されたものを用いること。」

平成 22 年 12 月 24 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

レセプト電算処理システムに係る傷病名コードの
記録について（お願い）

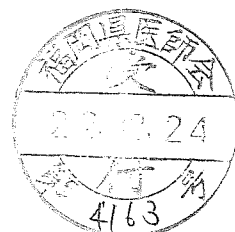
平素は、支払基金の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金に請求された 8 月診療分（9 月処理分）の電子レセプトに記録されている傷病名レコードを調査いたしましたところ、傷病名コード又は傷病名コード及び修飾語コードを使って記録できる傷病名を文字で記録されている事例が存在しておりました。

つきましては、該当保険医療機関に対して別添（写）のとおり傷病名コード及び修飾語コードの組み合わせにより記録できるものは傷病名コード等を使用していただくようお願いいたしたく、貴会の格別のご協力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考：診療報酬請求書等の記載要領等について（平成 22 年 3 月 26 日付け保医発 0326 第 3 号）

「傷病名については、原則として、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 21 年 7 月 30 日付保発 0730 第 8 号）別添 3 に規定する傷病名を用いること。別添 3 に規定する傷病名と同一の傷病でありながら名称が異なる傷病名については、「傷病名コードの統一の推進について」（平成 22 年 3 月 26 日医療課事務連絡）にとりまとめたので、これを参照し、原則として、傷病名コードに記載されたものを用いること。」





平成 22 年 12 月 28 日

御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

レセプト電算処理システムに係る傷病名コードの 記録について（お願い）

平素は、支払基金の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金に請求された 8 月診療分（9 月処理分）の電子レセプトに記録されている傷病名レコードを調査いたしましたところ、貴病院（医院）において、傷病名コード又は傷病名コード及び修飾語コードを使って記録できる傷病名を文字で記録されている事例が存在しておりました。

つきましては、当該傷病名コード及び修飾語コードの組み合わせにより記録できるものは傷病名コード等を使用させていただくよう、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考：診療報酬請求書等の記載要領等について（平成 22 年 3 月 26 日付け保医発 0326 第 3 号）

「傷病名については、原則として、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格について」（平成 21 年 7 月 30 日付保発 0730 第 8 号）別添 3 に規定する傷病名を用いること。別添 3 に規定する傷病名と同一の傷病でありながら名称が異なる傷病名については、「傷病名コードの統一の推進について」（平成 22 年 3 月 26 日医療課事務連絡）にとりまとめたので、これを参照し、原則として、傷病名コードに記載されたものを用いること。」